

平成29年度第3回埼玉県国民健康保険運営協議会 議事概要

- ・ 日 時 平成29年9月14日（木）午後2時～3時30分
- ・ 場 所 埼玉県知事公館大会議室
- ・ 出席委員 13名
 - 【被保険者代表委員】
小山委員、島田委員、中島委員、山崎委員
 - 【保険医又は保険薬剤師代表委員】
廣澤委員、湯澤委員、膳亀委員
 - 【公益代表委員】
安藤委員、山下委員、伊藤委員、横山委員
 - 【被用者保険等保険者代表委員】
柴田委員、中村委員

1 議事（1）埼玉県国民健康保険運営方針（案）について

<事務局>

- ・ 資料1「埼玉県国民健康保険運営方針（案）に係る意見について」により、市町村からの意見及び県民コメントの結果について説明。
- ・ 資料2及び資料3により、「埼玉県国民健康保険運営方針（案）」に意見を反映させた部分について説明。

【主な意見】

○「1 基本的事項」

（1）策定の目的

- ・ 1ページの「運営の在り方の見直し」の中の「保険税の賦課、徴収」の記載は、上段の文章に合わせて、「賦課・徴収」とすべきではないか。

○「2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し」

（1）医療費の動向と将来の見通し

- ・ 4ページの「②医療費の見通し」の「推計方法」は、分かりやすい表記にしたほうが良い。

（3）赤字解消・削減の取組、目標年次等

- ・ 8ページの「目標年次の設定」については、「原則」を入れると、「ただし…」以降がいらなくなってしまうので、「原則」は削除すべき。
- ・ 6年かけずに、赤字を解消できる場合もあると思うので、「6年以内」にすべき。

- ・ 「ただし、6年間で解消することが困難な場合には、…」については、上段の文章に合わせて、「困難と認められる場合」に統一したほうが良い。

○「3 市町村ごとの納付金の算定方法」

(1) 納付金の算定式

- ・ α 及び β は 11 ページで意味が分かるが、10 ページの γ についても定義を記載すべき。

○「4 市町村ごとの標準保険税の算定方法」

(1) 標準保険税の算定式

- ・ 14 ページの「市町村標準保険税の算定イメージ」の文中「…応能割賦課総額、応益割賦課総額に按分した後、所得総額・被保険者数で除することにより算定する。」は、応能割賦課総額を所得総額、応能割賦課総額を被保険者数で、それぞれ除するため、正しく記載した方が良い。
- ・ 地域によって所得差があるので、地域差を考慮し、不満、混乱が起きないようにしてほしい。

○「6 市町村における保険給付の適正な実施」

(4) 市町村が支給決定した保険給付の確認

- ・ 23 ページの「不正利得」に係る文章は、誤解を招く恐れがあるので表現等を修正していただきたい。

○「7 医療費適正化の取組」

(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上

- ・ 他の市町村の医療機関でも受診できるようになれば、受診率の向上に繋がると思う。

○ その他

- ・ 県民の一番の心配は保険税が上がるかどうかである。
- ・ この運営協議会で何か発信しないといけないのではないか。
- ・ 市町村からは県の取組が少ないという声もある。
- ・ 県民に分かりやすく説明するようにしてほしい。

○ 答申について

- ・ 答申に向けての文言修正は、今回の意見を踏まえ、会長一任とする。

→ 全委員から了承

2 報告（1）国保事業費納付金等の第3回試算結果について

<事務局>

- ・ 資料4「国保事業費納付金等の第3回試算結果について」により、試算結果を説明

【意見は特になし】